

平成29年12月20日

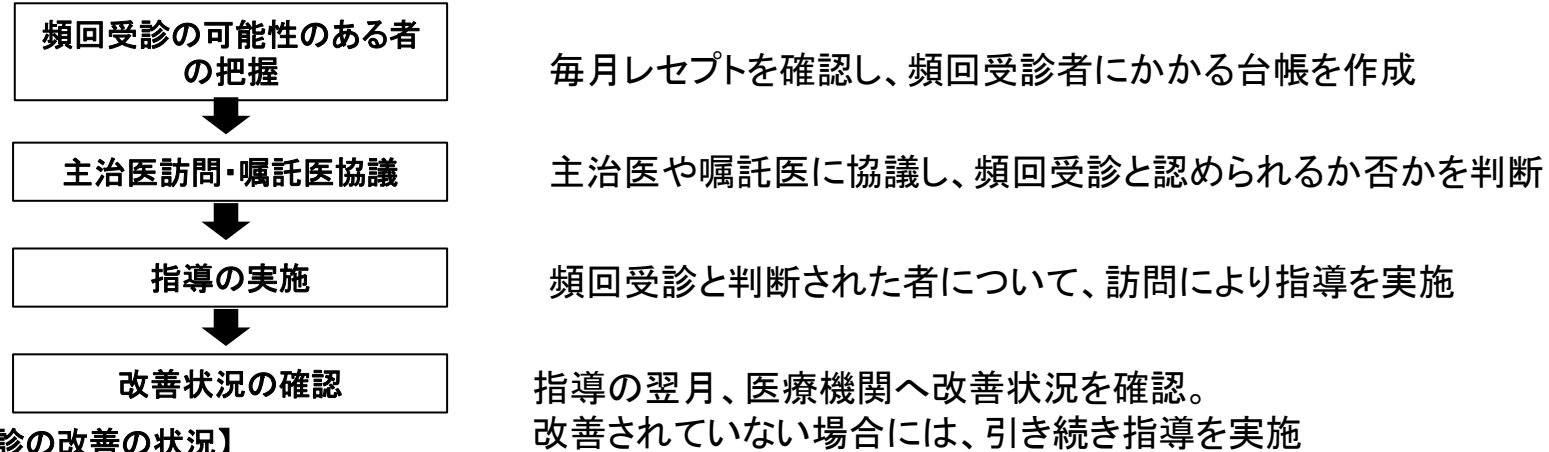
頻回受診者の状況

頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認めた者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の通院が3か月以上継続している者数)(A)	18,969人	16,526人	15,462人	13,548人
適正受診指導対象者数(B)	4,146人	4,012人	3,809人	3,020人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,749人	1,844人	1,749人	1,365人
改善者数割合(C/B)	47.01%	45.96%	45.92%	45.20%

【平成28年度からの取組】

- ・ 改革工程表を受け、福祉事務所等において、頻回受診適正化計画を策定して適正受診指導を推進

【平成29年度における取組】

- ・ 受診指導の対象者の範囲を順次拡大しつつ、外部評価を取り入れたPDCAサイクルを実施することについて予算に計上

<対象者の範囲>

同一傷病で、同一月内に同一診療科を15日以上受診する一定の者(初診月である場合や短期的・集中的に治療を行った者等を除く。)にまで拡大

<対象者拡大の段階的实施>

まずは、補助事業上の対象者を拡大(将来的には全ての福祉事務所で対象者を拡大することを想定)

頻回受診者への適正受診指導における未改善者の状況

【調査対象】

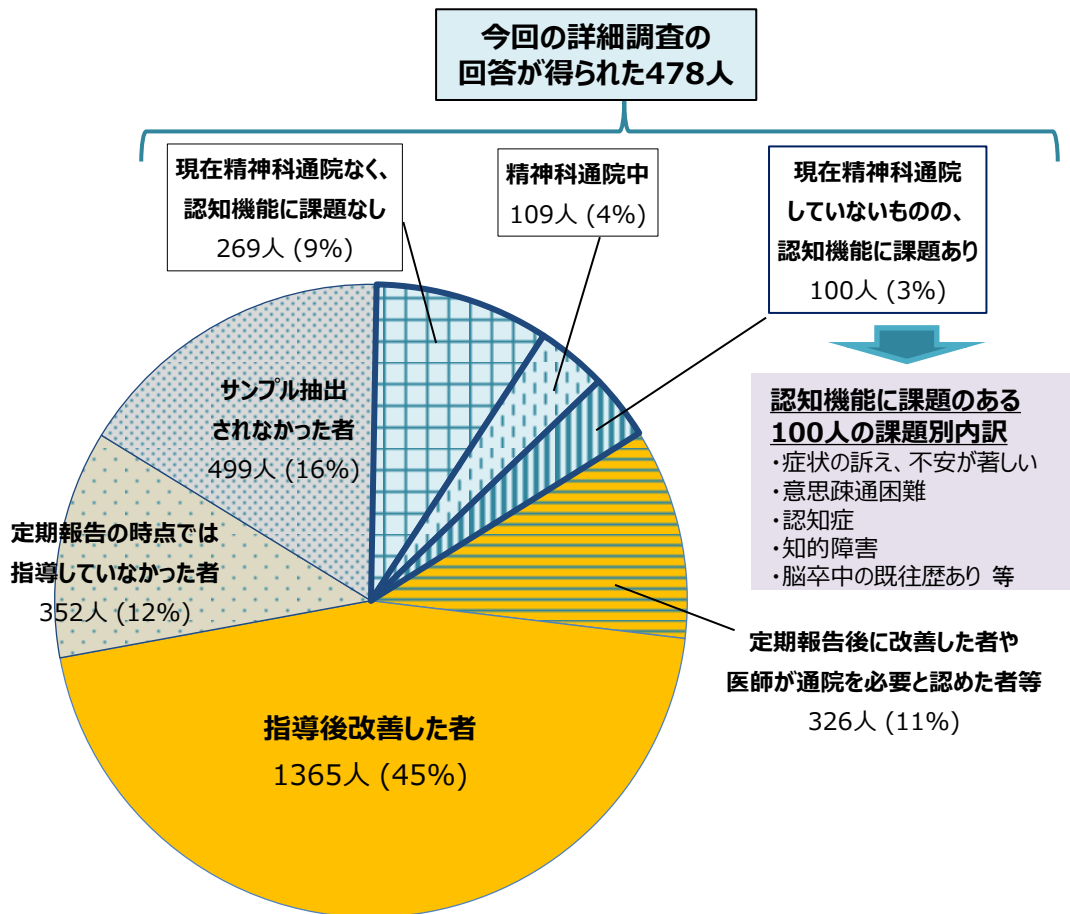
平成27年度における頻回受診者に対する適正受診指導では適正受診指導対象者(3,020人)となったが、福祉事務所の指導を受けて改善した者等以外の者を対象に詳細調査を行った。調査の時点において、頻回受診が改善していたり、医師が通院を必要と認めた者などを除いた478人の未改善者に関して、詳細調査の回答を得た。
 ※調査対象者数が多かった地方自治体においては、サンプル抽出を行った。

【調査内容】

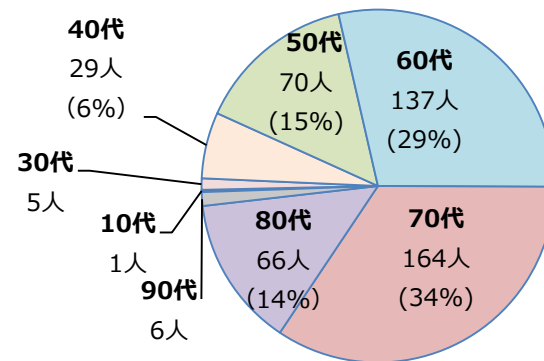
調査対象者に関し、年齢、受療診療科、精神疾患の有無等、対象者の状況について福祉事務所が記載した。

調査結果のポイント

適正受診指導対象者(3,020人)の内訳



詳細調査の回答が得られた478人の年齢構成



詳細調査の回答が得られた478人の受療診療科

